

加美町からいただいたご指摘に対する
環境省の考え方について

平成26年8月20日

環境省

本資料は、本年5月から6月にかけて開催した第1回から第4回の関係者会談、6月16日に実施した田代岳の候補地に関する現地視察において加美町からいただいたご指摘のうち、国からの回答がないとされている事項について、環境省の考え方をまとめたものです。

	ご指摘事項	ページ
(1)	環境省の選定結果においては、宮城県林地開発許可の基準に則った防災調整池の面積は2,500m ² とのことですが、候補地はすり鉢状になっているため、集水面積としては法面を加えなければならず、より広い面積(町の試算では、5,000m ²)の防災調整池が必要であると考えます。その場合、面積は2.8haとなり、現在の候補地では必要面積を満たしていないのではないのでしょうか。	1
(2)	環境省は選定手法に従い、田代岳の候補地で平均傾斜15%以下(9度)を確保できるとしています。現況としては、平均傾斜50%(26.5度)(加重平均)ですが、環境省としてはどのような考え方にに基づき、平均傾斜15%以下としたのか、その計算方法が示されていないのではないのでしょうか。	3
(3)	「勾配30度以上の傾斜地」が候補地周辺の図面上からも環境省からの回答書からも隠されていましたが、なぜ意図的に隠したのでしょうか。	5

国からの回答がないとされているご指摘事項(1)

【加美町からのご指摘】

環境省の選定結果においては、宮城県林地開発許可の基準に則った防災調整池の面積は2,500m²とのことですが、候補地はすり鉢状になっているため、集水面積としては法面を加えなければならず、より広い面積(町の試算では、5,000m²)の防災調整池が必要であると考えます。その場合、面積は2.8haとなり、現在の候補地では必要面積を満たしていないのではないのでしょうか。

【ご指摘に対する環境省の考え方】

- 防災調整池の面積として当省が示した数値(2,500m²)は、宮城県林地開発許可の基準に基づいた容量(開発面積1haあたり1,410m³)を水深5mと仮定して算出したものです。
- 防災調整池の機能は、面積のみで決定されるものではありません。実際の防災調整池の面積は、調整池の形式や水深等の形状によっても異なるものであり、設計の段階で必要な容量を確保できるよう考慮します。
- また、施設の具体的な配置や排水計画については、今後の詳細調査の段階で検討したいと考えています。

処分場施設の必要面積について

参考

(第5回宮城県市町村長会議(平成26年1月20日)資料2別添より)

施設名	必要面積 (m ²)	算定根拠
①埋立地	8,100	1区画あたりの容量を250m ³ とし、空隙や充填する土壌等の容積を考慮して計画最終処分量を埋立てするために必要な区画数を計算 (8,700t × ※ ¹ 1.29m ³ /t ÷ 250m ³ = 45区画) 1基当たり最大12(2×6)の区画(30.7×42.1m)とすると4基必要 遮断型構造物4基(2×2)の面積は周囲の作業用道路(w6.0m)を加えて算定 (30.7m × 2 + 6.0m × 3) × (42.1m × 2 + 6.0m × 3) = 8,115 ⇒ 8,100m ²
②仮設焼却炉 (前処理設備及び灰出し設備含む)	3,300	35トン/日の焼却炉を整備するための面積は既存の同規模の焼却炉の実績を参考に3,300m ² とした
③焼却対象物 仮置き場	3,000	焼却対象物の大多数を占める稲わらロールを35t/日 × 7日 = 245t (245t ÷ (※ ² 0.95m ³ ÷ ※ ³ 5.9m ³ /t) = 1,522ロール)仮置きする 1区画(20m × 5m、2段積み)に154ロール(Φ1.1m、h=1.0m)仮置き可能であるので、 合計10区画(5×2)の仮置き場が必要 10区画の仮置き場面積は周囲の作業用道路(w4.0m)を含めて算定する (5m × 5 + 4m × 6 + 2m × 2) × (20m × 2 + 4m × 3 + 2m × 2) = 2,968 ⇒ 3,000m ²
④管理施設	1,500	管理施設は、管理棟(700m ²)、駐車場(500m ²)、倉庫・車庫(300m ²)の合計1,500m ² とした
⑤搬入道路・ 構内道路等	6,900	上記①～④施設を効率的に配置可能な矩形を設定(175m × 130m = 22,750m ²) 搬入道路・構内道路等の面積は矩形の面積から上記①～④の面積を控除した面積として算出
⑥防災調整池	2,500	上記①～⑤の面積(22,800m ²)に対して、宮城県林地開発許可の基準(開発面積1haあたり1,410m ³)に従うと3,215m ³ の調整池容量を確保するため一辺42mで深さ5mの調整池を設置する 防災調整池の面積は調整池の周囲の作業道路(w4.0m)を加えて (42.0m + 4.0m × 2) × (42.0m + 4.0m × 2) = 2,500m ² とした
合計	25,300	

※1 埋立物の容積換算係数(m³/t)

※2 1ロールの容積(m³)

※3 稲わらの容積換算係数(m³/t) **2**

国からの回答がないとされているご指摘事項(2)

【加美町からのご指摘】

環境省は選定手法に従い、田代岳の候補地で平均傾斜15%以下(9度)を確保できるとしています。現況としては、平均傾斜50%(26.5度)(加重平均)ですが、環境省としてはどのような考え方にに基づき、平均傾斜15%以下としたのか、その計算方法が示されていないのでしょうか。

【ご指摘に対する環境省の考え方】

- 田代岳の候補地においては、必要面積を満足するなだらかな傾斜の土地として抽出した部分(約2.6ha)は、中央部の平坦面、入り口部分の2基の沈砂池、高さの低い切土の部分及び通路などで構成されていますが、平均傾斜が約1%となっており、平均的な傾斜が15%以下としている選定基準を満たしているものと考えています。

<参考>

- 宮城県における選定手法においては、利用可能な国有地及び県有地を対象とし、必要な面積を確保できるなだらかな地形(平均的な傾斜が15%以下)の土地を抽出することとしています。また、抽出の作業に当たって、空中写真又は現地確認等で得られた情報により土地の確認を行うことにしています。
- 候補地は、災害復興のために利用可能な国有財産である国有地であり、その面積は7.9haとなっています。空中写真及び現地確認の結果、この候補地の一部において必要面積を満足するなだらかな傾斜の土地が確保可能であると考えています。

ご指摘に対する関係者会談での回答について

(第2回関係者会談(平成26年6月9日)資料1-3より)

【加美町からのご指摘】

候補地の平均傾斜は50%であり、15%を超えていることから、選定基準を満たしていないのではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 宮城県における選定手法においては、利用可能な国有地及び県有地を対象とし、必要な面積を確保できるなだらかな地形(平均的な傾斜が15%以下)の土地を抽出することとしています。また、抽出の作業に当たって、空中写真又は現地確認等で得られた情報により土地の確認を行うことにしています。
- 候補地は、災害復興のために利用可能な国有財産である国有地であり、その面積は7.9haとなっています。空中写真及び現地確認の結果、この候補地において必要面積を満足するなだらかな傾斜の土地が確保可能であると考えております。
- 具体的には、候補地中央部の平坦面、入り口部分の2基の沈砂池、高さの低い切土の部分及び通路(平均的な傾斜が15%以下)などを利用することで必要面積を確保できるため、選定基準は満足していると考えております。
- なお、候補地内には15%を超える法面も存在していますが、実際に利用するエリアは平坦面が大部分であり平均的な傾斜は15%以下となっています。

国からの回答がないとされているご指摘事項(3)

【加美町からのご指摘】

「勾配30度以上の傾斜地」が候補地周辺の図面上からも環境省からの回答書からも隠されていましたが、なぜ意図的に隠したのでしょうか。

【ご指摘に対する環境省の考え方】

- 選定手法においては、「候補地選定に際しては、安全な処分に万全を期すために、既存の知見により安全等が確保できる地域を抽出する等、候補地選定手順に従って選定を行う。ただし、最終的な候補地選定にあたっては、候補地の現地確認や詳細調査を通じて、追加的な情報を得て判断する。」こととされています。
- このうち、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアについては、数値地図25000(国土交通省)の50mメッシュ標高データから、GISソフトの計算機能を用いて算出することとしています。選定においては、県全体で統一的に2001年10月時点のデータを用いており、データ上は田代岳の候補地内にも勾配30度以上の傾斜地が含まれておりました。
- 一方で、これらの作業に先立ち入手した、未利用等により利用可能な国有地・県有地に対しては、必要面積(2.5ha)を確保できる全ての箇所について、空中写真の利用も含めて、既存の知見による抽出結果と情報が異なっていないか確認しました。
- このうち、田代岳についてのみ、「更地、岩石採取跡地」という情報に対し、上記の計算結果と明らかに齟齬があることが判明し、空中写真の利用を通じ、更地であることを改めて確認しました。
- さらに、現地確認により確認した結果、なだらかな土地で必要面積が確保可能であると判断しました。そのため、「更地、岩石採取跡地」という現状を反映した情報を利用することが適切と判断したものです。

【環境省の考え方】（続き）

- なお、当省から提示した候補地周辺図において、候補地を赤く着色している理由としては、候補地を判別しやすくするためのものであり、意図的に隠しているものではありません。
- また、回答文書上で隠しているとのことご指摘ですが、引用された当省からの回答については、地すべり地帯に関する4月30日付けの貴町からのご質問に対して、それらに関連する除外項目を幾つか例示して回答したものであり、意図的に回答から隠したものではありません。

ご指摘に対する関係者会談での回答について

(第4回関係者会談(平成26年6月30日)資料1-3より)

【加美町からのご指摘】

環境省からの回答では、候補地選定は市町村長会議で確定した選定手法にしたがい、「正確かつ確実に」、また、「既存データのあるエリアを除外する」作業を行ったとのことですが、候補地(7.9ha)内に勾配30度以上の傾斜地が存在しており、予め除外されるべき土地を除外せずに必要面積が確保できるとしたのではないのでしょうか。このやり方は市町村長会議でも説明されておらず、選定手法からみてルール違反ではないのでしょうか。

【環境省の考え方】

- 選定手法(第4回市町村長会議資料1(別紙1)p.4)においては、「候補地選定に際しては、安全な処分に万全を期すために、既存の知見により安全等が確保できる地域を抽出する等、候補地選定手順に従って選定を行う。ただし、最終的な候補地選定にあたっては、候補地の現地確認や詳細調査を通じて、追加的な情報を得て判断する。」こととされております。
- 安全等の確保に関する除外エリアのうち、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアについては、数値地図25000(国土交通省)の50mメッシュ標高データから、GISソフトの計算機能を用いて算出することとしています。
- 一方で、利用可能な国有地・県有地として情報を入手した土地のうち、田代岳については、「更地、岩石採取跡地」という情報があり、上記の計算結果との齟齬があることが判明しました。
- このため、空中写真の利用を通じ確認をしたところ、更地であることを改めて確認しました。
- このように、具体的な候補地の選定作業を行う前の段階で、50mメッシュ標高データから算出したデータは明らかに現状を反映していないことが確認されたことから、更地であるという情報を用いるとともに、現地確認により詳細を確認することとしました。

【環境省の考え方(続き)】

- また、現地確認では、これまでご説明した通り、なだらかな土地で必要面積が確保可能であると判断しました。
- したがって、田代岳の候補地は、最終的には現地の地形の確認によって判断していますが、安全等の確保に関する事項の配慮により除外すべき地域は除外した上で、選定しており、ルール違反とは考えておりません。